

【建築物省エネ法改正に係る適合性判定及び届出の適用関係について】

※「改正法」=建築物の消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律

※共通事項として、工事着手は施行日以降とする。

○ 確認申請、適合性判定及び届出についての適用関係(2年以内施行):改正法附則3条に基づく

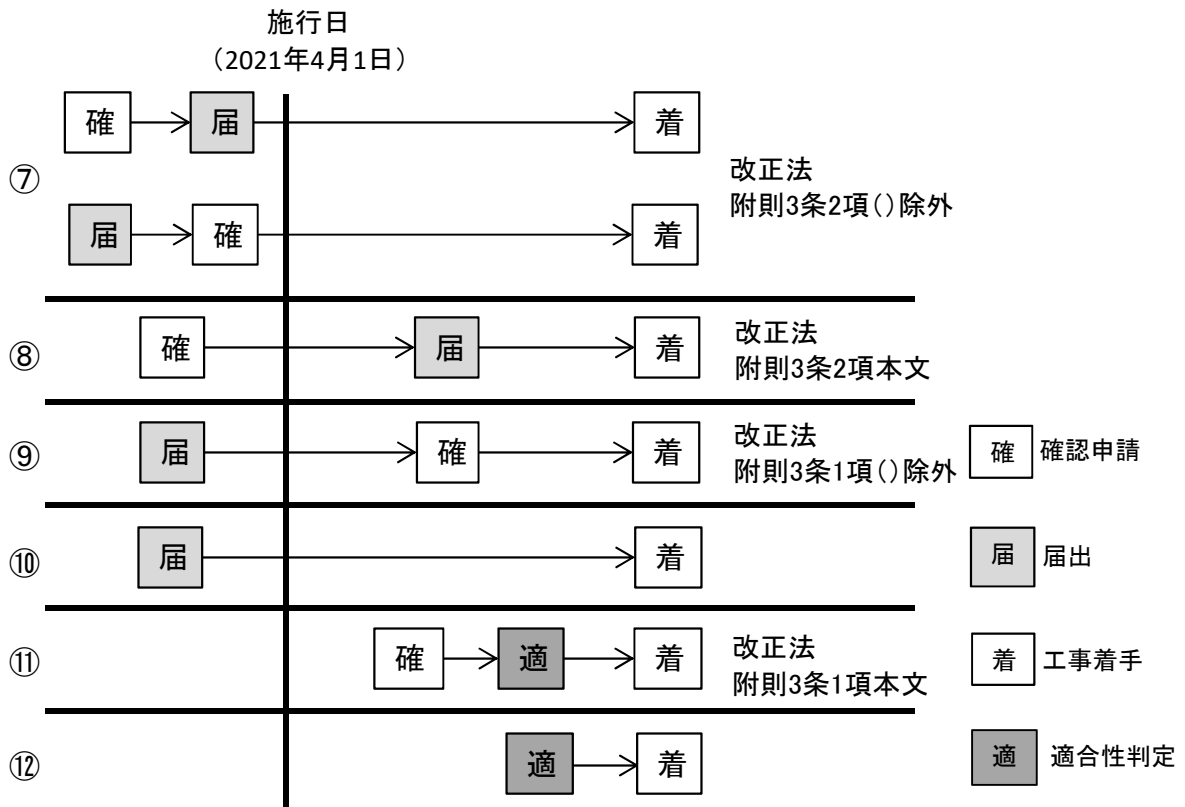
1 法的根拠等との関係

時期	確認申請の有無	届出又は 特建行為の有無	適合性判定又は 届出の要否	根拠	備考
施行日前 (~R3.3.31)	確認申請あり	届出あり	いずれも不要	2項()除外⑦	
		届出なし	届出のみ必要	2項本文⑧	
	確認申請なし	届出あり	いずれも不要	1項()除外⑨	1項除外は根拠に直結せず、施行日前に確認申請ありと同義だが、パターンの一つとして分類している。
	確認申請不要		いずれも不要	⑩	都計外の非住宅300㎡以上で、建基法6条-1-1~3号に非該当のもの。(建確不要)
施行日後 (R3.4.1~)	確認申請あり	特建行為あり [※]	適判のみ必要	1項本文⑪	
	確認申請不要			⑫	都計外の非住宅300㎡以上で、建基法6条-1-1~3号に非該当のもの。(建確不要)

※特定建築行為とは

- ・特定建築物(非住宅部分の床面積が300㎡以上の建築物)の新築、増築、改築(増築、改築においては増改築部が300㎡以上であるものに限る)
- ・特定建築物以外の建築物の増築(非住宅部分の増築の規模が300㎡以上で、増築後に特定建築物となる場合に限る)

2 具体的時系列との関係



【建築物省エネ法改正に係る施行日前後の適合性判定及び届出の適用関係について】

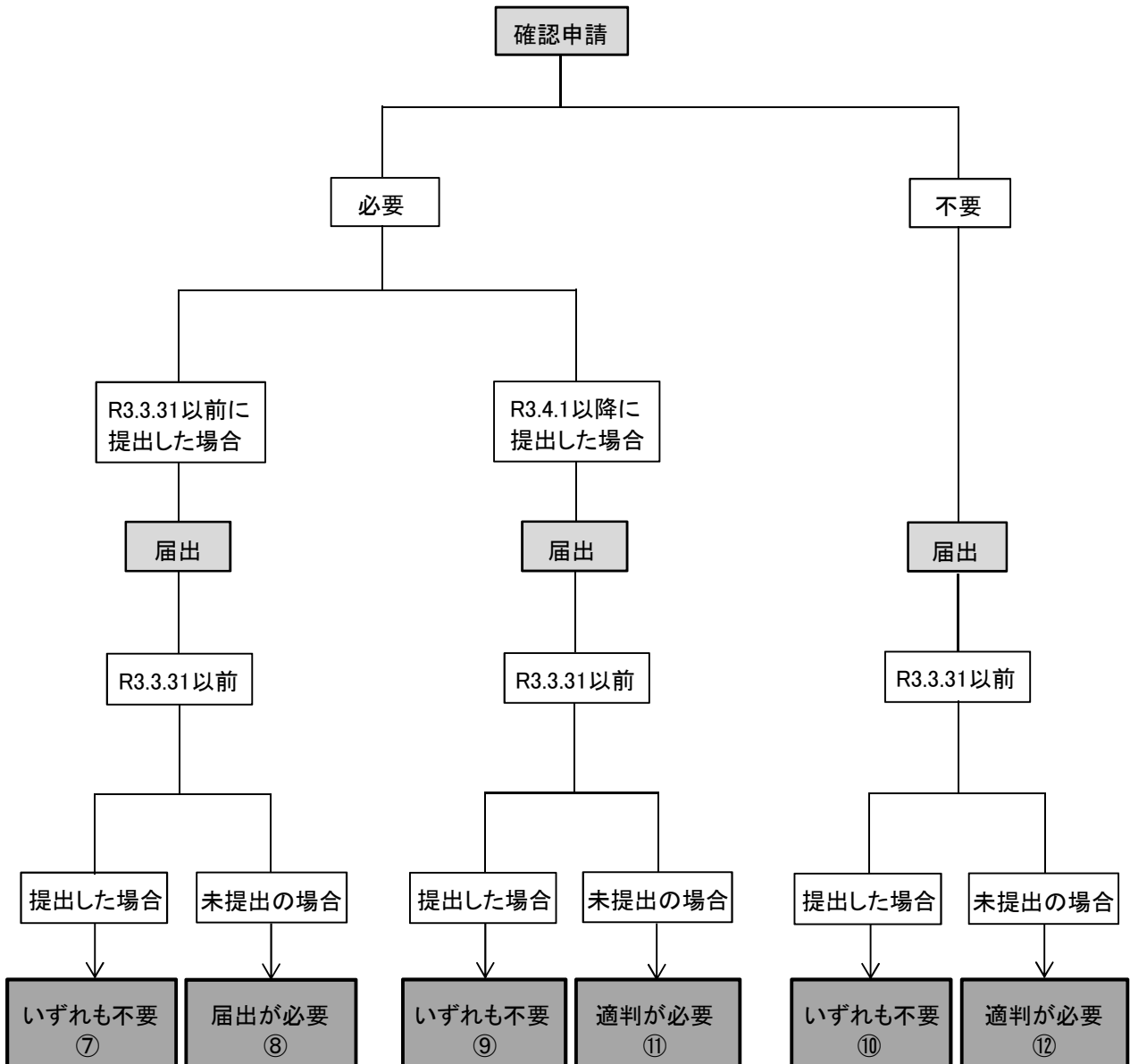
3 確認申請の要否に着目した適用関係

ア 一覧表

確認申請の要否	申請日	提出物	届出の有無 (R3.3.31以前)	適合性判定又は 届出の要否	対応数字
確認申請必要	R3.3.31以前	届出	提出	いずれも不要	⑦
			未提出	届出が必要	⑧
	R3.4.1以降	届出	提出	いずれも不要	⑨
			未提出	適判が必要	⑪
確認申請不要 (都計外で建基法6条-1-1 ~3号に非該当のもの)	/	届出	提出	いずれも不要	⑩
		届出	未提出	適判が必要	⑫

イ フロー図(R3.4.1以降の適判、届出の要否を示す。)

※300~2,000㎡の非住宅に限る



【建築物省エネ法改正に係る適合性判定及び届出の適用関係について】

4 届出の時期に着目した適用関係

ア 一覧表

提出物	届出の有無 (R3.3.31以前)	建確の要否	時期	適合性判定又は 届出の要否	対応数字
届出	提出	建確必要	R3.3.31以前	いずれも不要	⑦
			R3.4.1以降	いずれも不要	⑨
		建確不要	/	いずれも不要	⑩
	未提出	建確必要	R3.3.31以前	届出が必要	⑧
			R3.4.1以降	適判が必要	⑪
		建確不要	/	適判が必要	⑫

イ フロー図 (R3.4.1以降の適判、届出の要否を示す。)

※300～2,000㎡の非住宅に限る。

